

第3次東郷町環境基本計画

2023-2032

概要版



持続可能な“まち・暮らし”ずっと暮らしたい とうごう

第3次東郷町環境基本計画の策定について

■環境基本計画とは

環境基本計画は、環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としたものであり、町民・事業者・行政それぞれが主体的に環境活動に取り組むための計画です。

■計画策定の目的

平成25年の第2次東郷町環境基本計画（以下「第2次計画」とします。）策定から10年が経過し、本町を取り巻く環境や社会情勢は大きく変化しています。

本町を取り巻く環境や社会情勢の変化を踏まえた上で、町の新たな計画・取組等との整合を図りつつ、町民、行政そして地域の環境の保全及び創出に関する取組をより一層推進するため、東郷町の現状と課題を踏まえた環境分野についての新たな構想・目標を定め、新たな計画として「第3次東郷町環境基本計画」（以下「本計画」とします。）を策定します。

■計画の期間

計画期間は、令和5年度（2023年度）からの10年間とし、目標年度は令和14年度（2032年度）とします。なお、計画内容は、社会情勢の変化や科学技術の進歩等、環境を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

■計画の構成

序編 第3次東郷町環境基本計画の策定について

本計画の目的、位置付け等を示します。

第1編 東郷町の環境の現状

本計画を策定するに当たって考慮すべき本町の環境特性、第2次計画の総括及び社会経済情勢の変化を示します。

第2編 基本構想

将来の望ましい環境像、基本目標及び施策の体系を示します。

第3編 基本計画

施策の方針と具体的施策について示します。

第4編 計画の推進

本計画の推進体制及び進行管理について示します。

東郷町の環境の現状

■東郷町の環境特性

・町の概要

本町は、名古屋市と豊田市の間に位置する面積 18.03 平方キロメートルのまちです。尾張丘陵部と平野部の接合地帯に位置し、起伏に富んだ地形となっています。住宅のまちとしての性格が強く、住宅地開発を中心に人口 4 万人を超える町に発展してきました。



・町の自然的状況

市街化の進展に伴い、樹林地や農地といった緑は減少しつつありますが、今なお、市街地の周辺には緑が残されています。また、愛知池や 2 級河川の境川等の豊かな水資源に恵まれています。5 月中旬から 6 月上旬にかけてホタルを見ることができます。



(写真提供：独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所)

・町の社会的状況

温室効果ガスの排出量は、横ばい傾向にあります。また、本町のごみ排出量は、家庭系ごみの排出量が横ばい傾向であるのに対し、事業系ごみは令和 2 年の大型商業施設の整備に伴い、増加する傾向にあります。

■第 2 次計画の総括

第 2 次計画策定時に設定した具体的施策については概ね実施したものの、全ての目標において目標値の達成に至っていないことから、本計画では目標値の達成を実現するため、具体的施策の見直しを行うこととしました。なお、目標の達成に至らなかった主な要因としては下記事項が考えられます。

<目標の達成に至らなかった主な要因>

- ・第 2 次計画策定以降の社会経済情勢の変化等により、設定した具体的施策の内容が本町の実情に相応しくない状況になったため。
- ・進捗状況等を踏まえた具体的施策の見直しなど、施策の着実な推進を図ることができていなかったため。

第 3 次計画における具体的施策の設定にあたっては、第 2 次計画策定時以降の本町を取り巻く社会経済情勢の変化及び施策の実行可能性等を踏まえ、第 2 次計画で設定した具体的施策（計 60 項目）の継続要否や新たな施策の追加について検討を行いました。

基本構想

■将来の望ましい環境像

本計画では、将来の望ましい環境像を

持続可能な“まち・暮らし”
ずっと暮らしたい とうごう

と設定します。

本町では、市街化の進展に伴い、農地や樹林地等は減少していますが、未だ町民の暮らしを支える良好な住環境や自然環境が多く残されています。これらの環境を次世代の子どもたちに引き継いでいくためには、町民・事業者・行政が共通の認識と目標を持った上で、各主体が一丸となって環境の保全及び創出に取り組んでいく必要があります。

■基本目標

将来の望ましい環境像を実現するために、以下に示す4つ分野を基本目標として定め、今後の目指すべきまちの姿を基本目標として表します。

基本目標①

脱炭素を目指したまちづくり

基本目標②

循環型社会を目指したまちづくり

基本目標③

自然との共生を目指したまちづくり

基本目標④

安全・安心を目指したまちづくり

基本目標⑤

あらゆる主体の参画・協働
を目指したまちづくり

基本計画（具体的施策）

基本目標① 脱炭素を目指したまちづくり



施策の方針	具体的施策
地球温暖化防止対策の推進	1 エコチャレンジ 10 を普及し、家庭での省資源・省エネルギー活動を促進します
	2 【新規】住宅などの省エネルギー化(断熱施工、省エネ性能の高い設備の導入、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)の普及など)を促進します
	3 環境にやさしい製品や行動を紹介します
	4 再生可能エネルギーの導入を促進します
	5 【新規】バイオマスなど多様なエネルギー源の活用を推進します
	6 大気中の温室効果ガスの排出実態や排出抑制策の周知に努めます
	7 地球温暖化の進行などに関する情報提供と地球温暖化防止意識の啓発を推進します
	8 町職員が率先して環境配慮行動に取り組みます
	9 家庭や事業所の緑化活動を支援します
	10 東郷町緑の募金委員会事業を活用し、学校や各地区の集会所など公共施設の緑化を推進します
環境負荷の少ない交通の推進	1 公共交通機関の利用を促進し、自家用車利用の抑制を図ります
	2 電気自動車などの低公害車の普及・促進に努めます
	3 環境にやさしい運転を啓発します
	4 町内各地域及び尾三地区等における公共交通ネットワークの連携を強化します

基本目標② 循環型社会を目指したまちづくり



施策の方針	具体的施策
6 R の推進	1 日頃の食べ残しの削減や生ごみの水切り、マイカップ・マイボトル等の利用など、ごみ減量化につながる取組を啓発し、ごみの発生抑制を推進します【Reduce:リデュース】
	2 ごみ減量に関する啓発を進め、家庭ごみの発生抑制に努めます
	3 ペーパーレス化の推進により廃棄物の減量、森林伐採の抑制に寄与します
	4 生ごみの脱水、乾燥、堆肥化による減量を促進します
	5 フードドライブを始めとした食品ロス等を減らす取組を推進します
	6 効果的な排出抑制策の導入を検討します
	7 事業活動において発生するごみの減量化を推進します
	8 モノを繰り返し使う取組(モノの再使用や再生品の利用・購入)を推進します【Reuse:リユース】
	9 役場庁舎内におけるリサイクル製品の購入、公共事業におけるリサイクル資材の使用を促進します
	10 モノの再使用や再生品の購入促進など、ごみの削減につながる取組を啓発し、ごみの発生抑制を推進します【Recycle:リサイクル】
	11 【新規】プラスチックごみの計画収集などを実施し、プラスチック資源のリサイクルに努めます
	12 家庭から出る生ごみの堆肥化を促進するため、生ごみ処理機器の補助を継続します
	13 町民による資源回収事業を促進します
	14 リサイクル活動の効果や重要性について啓発します
	15 ごみ処理施設やリサイクルセンターや再生工場などの施設見学を実施し、実体験を通じた啓発を推進します
	16 【新規】ごみの発生源となる「不要物を受け取らない(買ったり貰ったりしない)」取組を啓発し、ごみの発生抑制を推進します【Refuse:リフューズ】
	17 【新規】外出時のごみの持ち帰りや使用済み製品の販売店への返品など、ごみの発生抑制につながる取組の啓発を推進します【Return(リターン)】
	18 小売業者など販売店の店頭での資源回収を促進します
	19 町内の道路などにおける清掃活動への参加など、ごみの削減につながる地域と協力した取組を推進します【Recover(リカバー)】
廃棄物の適正処理の徹底	1 ポイ捨てやふん害防止に関する啓発に努めます
	2 ごみ分別の徹底を図ります
	3 水銀を使用している体温計や、蛍光灯、バッテリー、乾電池などの有害廃棄物の適正な処理を行います
	4 一般廃棄物の適正排出を図ります
	5 事業系一般廃棄物については、法令に基づく適正な処理の徹底を周知します
	6 関係機関と連携し、不用品交換情報の周知を行います
	7 不法投棄に対する監視体制を強化します
	8 家庭でのごみ焼却禁止を呼びかけるとともに、事業者に対しては県との連携により指導を強化します
	9 災害発生時に備えて廃棄物の処理体制を構築します
生活雑排水対策の推進	1 下水道処理区域外における単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します
	2 水質改善や悪臭防止のため、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の適正管理の啓発に努めます
	3 家庭でできる生活排水対策を普及啓発します
	4 【新規】節水への取組を推進します

基本目標③ 自然との共生を目指したまちづくり



施策の方針	具体的施策
生物多様性の保全	1 地域の自然環境について継続的にモニタリング調査を実施し、現状把握に努めます
	2 水生生物調査や美化活動を通して町民意識の高揚を図ります
	3 愛知池や境川等の河川や樹林地、農耕地などから成る地域の生態系の保全に努めます
	4 【新規】生物多様性の重要性に関する情報発信やイベントなどを通じた周知活動を推進するとともに、その保全に関する環境教育・学習の取組を啓発し、地域の生態系の保全を図ります
	5 【新規】地域の樹林地や河川、農地などの身近な動植物の生息・生育環境の保全に関する取組を推進します
	6 地域の生態系に影響を及ぼす外来生物について、被害防止などに関する情報を周知するとともに、駆除活動を推進します
	7 開発に際しては自然生態系に十分配慮します
	8 親水公園を魅力ある水辺環境として整備、維持管理します
	9 町民・事業者との連携・協働による特定外来生物の駆除活動などを推進します
	10 ハクビシンなどの有害鳥獣に関する情報を発信します
	11 環境保全型農業の導入啓発に努めます
身近な緑の保全と創出	1 豊かな自然環境を形成している田園・森林の保全を図ります
	2 自然と触れ合う場・機会を提供し、町民の自然環境に対する親しみや理解の向上を図ります
	3 家庭や事業所の緑化活動を支援します【再掲】
	4 東郷町緑の募金委員会事業を活用し、学校や各地区の集会所など公共施設の緑化を推進します【再掲】
	5 地域にある緑の積極的な維持管理に取り組み、緑の質を高めます
	6 町民との連携による公園施設の適切な維持管理を促進します
	7 土地の所有者に対して、除草・清掃等の土地の適正な管理を呼びかけます
環境に配慮した農業の推進	1 環境保全型農業の導入啓発に努めます【再掲】
	2 農地の多面的機能を紹介し、農業の重要性の周知に努めます
	3 遊休農地を体験農園などとして有効活用し、自然環境や農業とのふれあいの場の創出に取り組みます
	4 ハクビシンなどの有害鳥獣に関する情報を発信します【再掲】
	5 【新規】ハクビシンなどの有害鳥獣から農地を保全するための対策を実施します

基本目標④ 安全・安心を目指したまちづくり



施策の方針	具体的施策
良好な生活環境の保全	1 電気自動車などの低公害車の普及・促進に努めます【再掲】
	2 道路交通騒音調査を継続し、県と連携して監視に努めます
	3 土地の所有者に対して、除草・清掃等の土地の適正な管理を呼びかけます【再掲】
	4 屋外広告物の適正化について周知・指導に努めます
	5 地区の特性に合わせ、地区計画制度などを活用し、ゆとりとうるおいのある良好な景観の形成を推進します
	6 ポイ捨てやふん害防止に関する啓発に努めます【再掲】
	7 ペットの適切な飼育を啓発します
	8 地域の快適な環境の充実を図る取組として、町・町民・事業者等で協働し、環境美化に努めます
	9 子ども、高齢者や障がい者を始め全ての人に配慮した道路づくりを推進します
	10 関係機関と連携し、事業所の公害に関する監視・測定・指導に努めます
	11 有害化学物質等の情報の提供に努めます
	12 関係機関と連携し土壌や地下水などの環境調査を、必要に応じて行います
	13 関係機関と連携し光化学スモッグの状況を監視し、適切な対応を進めます
	14 近隣騒音、営業騒音への適切な対応に努めます
	15 下水道処理区域外における単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します【再掲】
	16 水質改善や悪臭防止のため、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の適正管理の啓発に努めます【再掲】
	17 河川水質調査を継続し、監視に努めます
	18 境川流域市町で連携し、広域的な水質改善対策を推進します
	19 環境調査結果などの情報公開に努めます
	20 ハクビシンなどの有害鳥獣に関する情報を発信します【再掲】
	21 【新規】地球温暖化に伴う気候変動が原因で増加する自然災害等の被害を抑えるための気候変動適応化という考え方の周知を行います

基本目標⑤ あらゆる主体の参画・協働を目指したまちづくり



施策の方針	具体的施策
環境配慮 行動の推進	1 エコチャレンジ 10 を普及し、家庭での省資源・省エネルギー活動を促進します【再掲】
	2 【新規】住宅などの省エネルギー化(断熱施工、省エネ性能の高い設備の導入、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)の普及など)を促進します【再掲】
	3 環境にやさしい製品や行動を紹介します【再掲】
	4 再生可能エネルギーの導入を促進します【再掲】
	5 【新規】バイオマスなど多様なエネルギー源の活用を推進します【再掲】
	6 大気中の温室効果ガスの排出実態や排出抑制策の周知に努めます【再掲】
	7 地球温暖化の進行などに関する情報提供と地球温暖化防止意識の啓発を推進します【再掲】
	8 町職員が率先して環境配慮行動に取り組みます【再掲】
	9 家庭や事業所の緑化活動を支援します【再掲】
	10 東郷町緑の募金委員会事業を活用し、学校や各地区の集会所など公共施設の緑化を推進します【再掲】
	11 公共交通機関の利用を促進し、自家用車利用の抑制を図ります【再掲】
	12 電気自動車などの低公害車の普及促進に努めます【再掲】
	13 環境にやさしい運転を啓発します【再掲】
	14 日頃の食べ残しの削減や生ごみの水切り、マイカップ・マイボトル等の利用など、ごみ減量化につながる取組を啓発し、ごみの発生抑制を推進します【Reduce:リデュース】【再掲】
	15 ごみ減量に関する啓発を進め、家庭ごみの発生抑制に努めます【再掲】
	16 ペーパーレス化の推進により廃棄物の減量、森林伐採の抑制に寄与します【再掲】
	17 生ごみの脱水、乾燥、堆肥化による減量を促進します【再掲】
	18 フードドライブを始めとした食品ロス等を減らす取組を推進します【再掲】
	19 事業活動において発生するごみの減量化を推進します【再掲】
	20 モノを繰り返し使う取組(モノの再使用や再生品の利用・購入)を推進します【Reuse:リユース】【再掲】
	21 モノの再使用や再生品の購入促進など、ごみの削減につながる取組を啓発し、ごみの発生抑制を推進します【Recycle:リサイクル】【再掲】
	22 【新規】プラスチックごみの計画収集などを実施し、プラスチック資源のリサイクルに努めます【再掲】
	23 家庭から出る生ごみの堆肥化を促進するため、生ごみ処理機器の補助を継続します【再掲】
	24 リサイクル活動の効果や重要性について啓発します【再掲】
	25 【新規】ごみの発生源となる「不要物を受け取らない(買ったり貰ったりしない)」取組を啓発し、ごみの発生抑制を推進します【Refuse:リフューズ】【再掲】
	26 【新規】外出時のごみの持ち帰りや使用済み製品の販売店への返品など、ごみの発生抑制につながる取組の啓発を推進します【Return(リターン)】【再掲】
	27 小売業者など販売店の店頭での資源回収を促進します【再掲】
	28 【新規】町内の道路などにおける清掃活動への参加など、ごみの削減につながる地域と協力した取組を推進します【Recover(リカバー)】【再掲】
	29 ポイ捨てやふん害防止に関する啓発に努めます【再掲】
	30 ごみ分別の徹底を図ります【再掲】
	31 水銀を使用している体温計や、蛍光灯、バッテリー、乾電池などの有害廃棄物の適正な処理を行います【再掲】
	32 関係機関と連携し、不用品交換情報の周知を行います【再掲】
	33 家庭でのごみ焼却禁止を呼びかけるとともに、事業者に対しては県との連携により指導を強化します【再掲】
	34 下水道処理区域外における単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します【再掲】
	35 水質改善や悪臭防止のため、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の適正管理の啓発に努めます【再掲】
	36 家庭でできる生活排水対策を普及啓発します【再掲】
	37 【新規】節水への取組を推進します【再掲】
	38 環境保全型農業の導入啓発に努めます【再掲】
	39 土地の所有者に対して、除草・清掃等の土地の適正な管理を呼びかけます【再掲】
	40 農地の多面的機能を紹介し、農業の重要性の周知に努めます【再掲】
	41 屋外広告物の適正化について周知・指導に努めます【再掲】

施策の方針	具体的施策
環境教育・ 環境学習 の推進	1 文化財の適切な保護や情報提供を行います
	2 郷土資料を展示し、身近に歴史や文化に親しむ機会を提供します
	3 生涯学習講座等を活用し、文化財に対する関心と認識を深めます
	4 水生生物調査や美化活動を通して町民意識の高揚を図ります【再掲】
	5 環境に関する講座やシンポジウムを開催します
	6 環境保全に関する啓発の機会の継続と増加に努めます
	7 【新規】生物多様性の重要性に関する情報発信やイベントなどを通じた周知活動を推進するとともに、その保全に関する環境教育・学習の取組を啓発し、地域の生態系の保全を図ります【再掲】
	8 ごみ処理施設やリサイクルセンターや再生工場などの施設見学を実施し、実体験を通じた啓発を推進します【再掲】
	9 児童館のイベント出展等を通じて、環境教育の推進に努めます
	10 環境調査結果などの情報公開に努めます【再掲】
あらゆる 主体の連携	1 道路交通騒音調査を継続し、県と連携して監視に努めます【再掲】
	2 関係機関と連携し、事業所の公害に関する監視・測定・指導に努めます【再掲】
	3 関係機関と連携し土壌や地下水などの環境調査を、必要に応じて行います【再掲】
	4 関係機関と連携し光化学スモッグの状況を監視し、適切な対応を進めます【再掲】
	5 境川流域市町で連携し、広域的な水質改善対策を推進します【再掲】
	6 町民による資源回収事業を促進します【再掲】
	7 町内の道路などにおける清掃活動への参加など、ごみの削減につながる地域と協力した取組を推進します【Recover(リカバー)】【再掲】
	8 関係機関と連携し、不用品交換情報の周知を行います【再掲】
	9 町民との連携による公園施設の適切な維持管理を促進します【再掲】
	10 地域の快適な環境の充実に努める取組として、町・町民・事業者等で協働し、環境美化に努めます【再掲】
	11 町内各地域及び尾三地区等における公共交通ネットワークの連携を強化します【再掲】
	12 町民・事業者との連携・協働による特定外来生物の駆除活動などを推進します【再掲】
	13 周辺自治体と連携して広域的な環境行政を進めます
	14 環境政策の企画立案・実施における町民・事業者の参画を促進します



東郷町イメージキャラクター
トッピー

計画の推進

■計画の推進体制

第3次環境基本計画の実現に向けて、東郷町（行政）と町民・事業者・関係機関（大学、研究機関、各種団体等）がそれぞれの役割と責任のもと、密に連携・協力しながら、着実に各施策を推進します。

また、「東郷町環境審議会」において、各施策の進捗状況を確認するとともに、今後の社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じた施策の見直し等を行うことにより、実効性を確保しながら各施策を推進します。

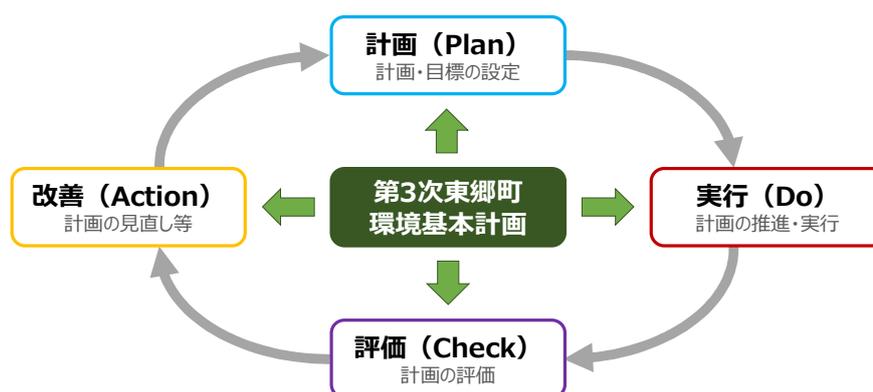
なお、広域的な課題等への対応に当たっては、国・県・近隣の地方公共団体等と連携を図りながら、各施策を推進します。

■計画の進行管理

第3次環境基本計画における各施策を着実に推進するため、向こう3年間の主要な取組を具体化した実施計画を策定します。実施計画は、毎年度見直しを行うローリング方式で策定します。

また、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）を繰り返すPDCAサイクルを基本とする行政評価を通じて、施策の見直しや新たな施策の立案を行い、次年度の実施計画を具体化します。

こうしたサイクルを着実に実施することにより、各施策の実行に必要な予算や人材等行政資源の効果的な配分を行います。さらに、計画期間の中間年には各施策の進捗状況を評価し、住民意向調査の結果等を踏まえ、必要に応じて基本計画の見直しを行います。



第3次東郷町環境基本計画 2023～2032【概要版】

令和5年3月発行

- 発行 東郷町
- 編集 経済環境部環境課
- 電話 0561-38-3111 ●ファックス 0561-38-0001
- URL <http://www.town.aichi-togo.lg.jp/>